

## 名古屋市立大学総合情報センター分館委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、名古屋市立大学総合情報センター規程（平成18年名古屋市立大学達第87号）第10条の規定に基づき、次の各号に掲げる名古屋市立大学総合情報センター（以下「総合情報センター」という。）の各分館委員会（以下「分館委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

- (1) 総合情報センター山の畑分館委員会（以下「山の畑分館委員会」という。）
  - (2) 総合情報センター川澄分館委員会（以下「川澄分館委員会」という。）
  - (3) 総合情報センター田辺通分館委員会（以下「田辺通分館委員会」という。）
  - (4) 総合情報センター北千種分館委員会（以下「北千種分館委員会」という。）
- （山の畑分館委員会）

第2条 山の畑分館委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 総合情報センター山の畑分館長
  - (2) 経済学部、人文社会学部、総合生命理学部、名古屋市立大学高等教育院規程（平成30年公立大学法人名古屋市立大学達第35号）第10条に定める教養教育運営委員会から選出された教員 若干名
- （一部改正 平成19年達第77号、平成21年達第96号、平成30年達第37号）

（川澄分館委員会）

第3条 川澄分館委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 総合情報センター川澄分館長
  - (2) 医学部、看護学部から選出された教員 若干名
- （田辺通分館委員会）

第4条 田辺通分館委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 総合情報センター田辺通分館長
  - (2) 薬学部から選出された教員 若干名
- （北千種分館委員会）

第5条 北千種分館委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 総合情報センター北千種分館長
  - (2) 芸術工学部から選出された教員 若干名
- （委員の任期）

第6条 第2条第2号、第3条第2号、第4条第2号及び前条第2号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（審議事項）

第7条 分館委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 分館の運営に関すること。
- (2) 分館の図書及び資料の整備に関すること。

(3) その他必要と認められること。

(委員長)

第8条 分館委員会に委員長を置き、分館長をこれに充てる。

2 分館長に事故があるとき、又は欠けたときは予め委員の中から分館長の指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第9条 分館委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 分館委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

3 分館委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 分館委員会の庶務は、各分館事務室で行う。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、分館委員会の運営に関し必要な事項は、分館委員会の議を経て、総合情報センター長が別に定める。

## 附 則

1 この規程は、発布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

2 名古屋市立大学総合情報センター分館委員会規程（平成13年名古屋市立大学達第4号）は、廃止する。

3 この規程の施行の前日において、前項の規定による廃止前の名古屋市立大学総合情報センター分館委員会規程（以下「廃止前規程」という。）に基づく各分館委員会委員であった者は、この規程の規定に基づき、それぞれ第2条第2項、第3条第2項、第4条第2項及び第5条第2号の委員に選任されたものとみなし、その任期は、第6条の規程にかかわらず、廃止前規程の規定による各分館委員会委員の任期の満了する日までとする。

4 この附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成19年公立大学法人名古屋市立大学達第77号）

この規程は、発布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成21年公立大学法人名古屋市立大学達第96号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成30年公立大学法人名古屋市立大学達第37号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。